

[一般財団法人消防試験研究センター]

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和10年3月までに、所定外労働時間を一人当たり月平均10時間以下を達成するため、ノー残業デーの周知徹底を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ 各課、各支部において所定外労働時間の現状を把握し、ノー残業デーの設定と実行を再徹底する。
- 令和8年4月～ 前年度の実績をもとに、各課、各支部において所定外労働時間の縮減対策を具体的に定める。
- 令和9年4月～ 各課、各支部での所定外労働時間を本部総務課において評価し、推奨事項を共有する。

目標2：令和10年3月までに、年次有給休暇（夏季休暇を除く）の取得日数を、一人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 各課、各支部における年間スケジュールを基に、計画的な年次有給休暇の取得を呼びかける。
- 令和8年4月～ 前年度の実績をもとに、各課、各支部において年次有給休暇の取得促進策を具体的に定める。
- 令和9年4月～ 各課、各支部での年次有給休暇の取得状況を本部総務課において評価し、推奨事項の共有する。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第20条に基づく情報の公表】

・年次有給休暇の取得率

	取得日数	取得率
令和6年中	11.9日	63.7%